

あなたの豊かな知識・技術・経験をまちづくりに活かしませんか

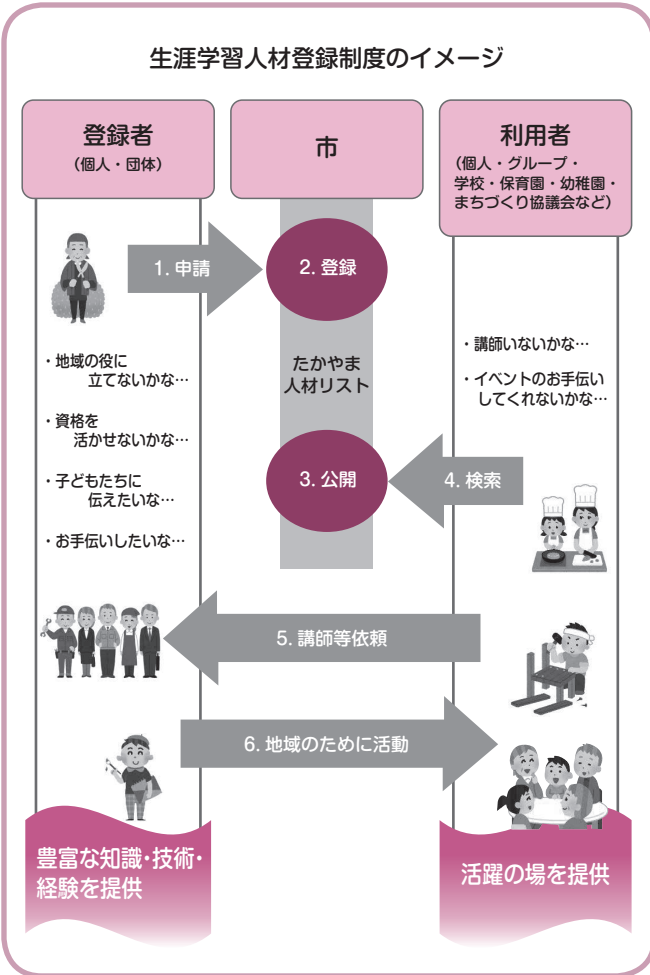
# 生涯学習人材登録制度・人材募集

個人の生活の充実のための  
「生涯学習」から社会的生活の  
充実のための「生涯学習」へ

## 生涯学習人材登録制度とは

文化芸術やスポーツなどの趣味や教養的な講座の受講、資格取得を目指した学習など、自分の知識や技術、経験を高めようとする「生涯学習」から、自分の知識や技術、経験を身近な地域の課題を解決するために役立てようと活動する「生涯学習」が求められています。

「こんな資格を持っているけど、地域のために活かせないかな：」「○○が得意なんだけど、子どもたちに伝えたいな：」「○○イベントがあるなら、お手伝いしたいな：」「そんな地域への思いと、○○講座の講師ができる人いないかな：」「子どもたちに○○を教えてくれる人いないかな：」「イベントを手伝ってくれる人いないかな：」「そんな人材を求めている思いをつなぐ



制度です。

学識経験者や専門家だけでなく、豊富な知識や技術、経験を持ち、地域のために役立てたいと思う意欲的な個人や団体を「人材」として登録し、広く市民の皆さんに公開することにより、指導者や協力者として地域課題の解決やまちづくりにその能力を活かしていただくとともに、生きがいとなる活躍の場を見つけていただくことを目的としています。

## たかやま人材リスト

### 対象

市内に在住、在勤もしくは在学する個人または市内に活動拠点を置く団体で、自己の知識や技術、経験を地域のために役立てようとする意志があり、求めに応じて指導または協力ができること。

### 申請方法

登録を希望する方・団体は、生涯学習人材登録票を提出ください。

### 提出期限

10月20日(金)  
※人材リスト作成のため、一旦期限を設定しますが、制度開始後、登録申請は随時受付します。

※登録票は生涯学習課(本庁3階)や各支所地域振興課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

### 登録・公開

申請に基づき、生涯学習人材として「たかやま人材リスト」に掲載し、生涯学習課窓口やホームページなどで公開します。

### 人材リストの活用

公開された人材リストは、原則として市内に在住、在勤もしくは在学する個人および市内に活動拠点を置く団体が活用できます。活用にあたっては次の点にご注意ください。

1. 活用者(利用者)は、自ら登録者と交渉すること。
2. 登録者に支払う費用は、材料費等の実費を除き原則無償としますが、謝礼、交通費等を要する場合は、本制度の目的をふまえ、登録者と活用者で協議すること。
3. 活用に伴う登録者の賠償責任保険や補償保険については、活用者が対応すること。
4. 登録者と活用者の交渉や活動中等のトラブル、事故については、当事者間で協議し解決すること。

### 活動および活用の報告

登録者および活用者は、活動後1カ月以内に活動報告書を提出ください。

### 申込 問合せ先

生涯学習課

☎ 35-13155

FAX 35-13414

E-mail: shougai@city.takayama.lg.jp

### 広報ID

10006955